

2025 年 12 月 19 日  
団体年金事業部

## 確定拠出年金における他制度掛金相当額に関する通知の発出

10 月 22 日(水)にパブリックコメントに付された通知「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について」が確定し、2025 年 12 月 3 日付で改正通知が発出されました。

今回の改正は、他制度掛金相当額の算定方法について、これまでの通知において曖昧だった箇所(「標準的な加入者」の取扱い等)を明確化することが目的とされています。

主な改正内容は以下のとおりであり、本改正による影響は限定的と考えられます。

- ・財政方式が「加入年齢方式」の場合の「標準的な加入者」を「標準掛金の計算に用いたものとする」と明確化
- ・財政方式が「加入年齢方式」または「開放基金方式」であり、積立金の額を考慮して標準掛金を計算する場合の他制度掛金相当額は、積立金の額を考慮せずに標準掛金を計算する場合と同様の方法で算定することを明確化
- ・「加入年齢方式」「開放基金方式」「閉鎖型総合保険料方式」以外の財政方式としている場合の他制度掛金相当額の算定方法が明確化
- ・他制度掛金相当額の算定が困難であると認める場合として、システム等の実務面の制約により算定が困難な場合であり、例えば閉鎖型総合保険料方式において、将来分と過去分の通常予測給付現価を分けることが困難な場合が該当することが明確化

改正通知については、以下リンク先に公開されています。

<リンク先>

- 「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について(通知)」の一部を改正する通知案に関する御意見募集(パブリック・コメント)の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&Mode=1&id=495250243>

- 「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について(通知)」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251203T0020.pdf>

- 確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について(通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000825863.pdf>

以上